

予防行政におけるデジタル化の取組状況について

令和8年7月2日
消防庁予防課

1. 申請のオンライン化について
 2. 講習のオンライン化について
 3. 免状のデジタル化について
-

予防行政における各種手続の電子申請等の推進

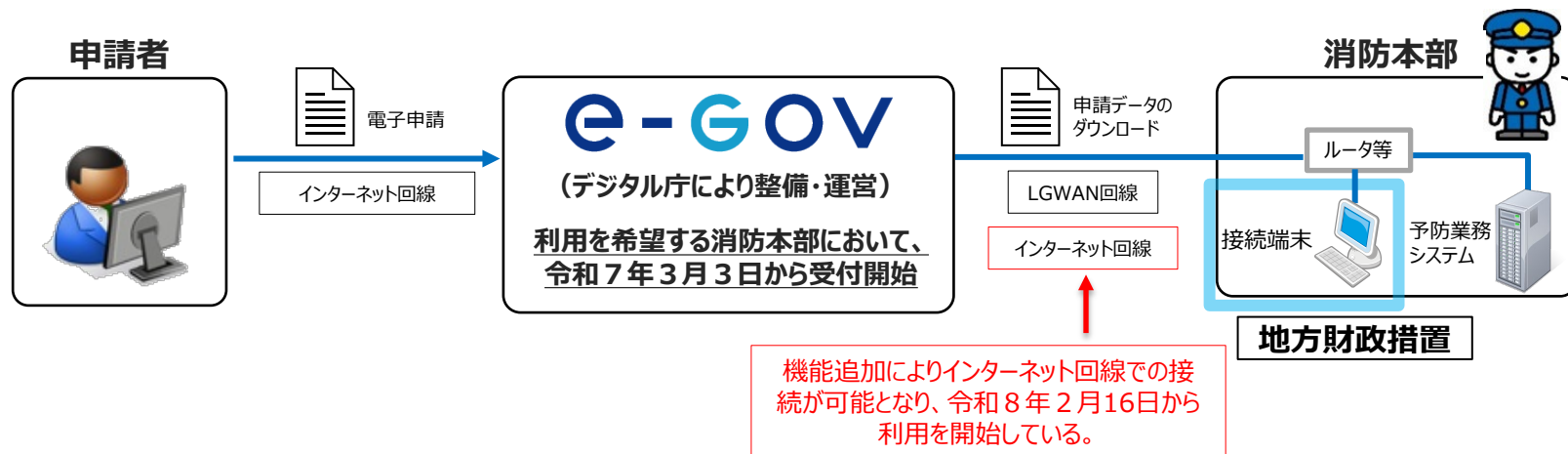
- 消防法令（火災予防、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野）における各種手続について、申請者等の利便性向上の観点から、消防本部における電子申請等の開始が重要
- 消防庁では、消防本部における早期の電子申請等の導入を促進するために、e-Govを利用して電子申請を行うことができるよう、あらかじめ様式や手続の情報を登録
- 消防本部において電子申請等を受け付けるために必要なネットワーク接続端末の整備等に要する経費について地方財政措置

【火災予防分野における電子申請等の導入状況】

	導入済み	年度中に導入予定	次年度に導入予定	導入検討中
R8年4月1日時点	635本部（88.3%）	19本部（2.6%）	3本部（0.4%）	62本部（8.6%）
R7年4月1日時点	567本部（78.8%）	27本部（3.7%）	12本部（1.7%）	114本部（15.8%）

※「電子申請等」は、電子申請システムを利用する場合だけでなく、電子メールでの受付を含む。

【e-Govを利用した電子申請のイメージ】



消防同意の電子化について

- 消防同意については、「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、建築確認に付帯する手続として電子化の推進が求められている。
- 消防同意等の電子化は、建築確認申請の申請者や消防同意等依頼者の負担軽減のみならず、申請書等をデータで管理でき、また、書類の受取・返送の手間がかからないなど消防本部における事務の効率化につながるものである。
- また、国土交通省において、令和7年4月から消防同意等の電子手続も行うことができる確認申請受付システムの運用が開始された。（令和8年4月1日時点で235本部（32.7%）が利用しており、令和7年4月1日時点の130本部（18.1%）から105本部（14.6ポイント）増加している。）
- なお、本システムの利用にあたり、消防本部等において必要な端末等の整備に要する経費について、地方交付税措置が講じられている。

確認申請受付システムの概要

- 全ての特定行政庁・全ての指定確認検査機関が利用可能
- 一般インターネット環境又はLGWAN環境と電子メール受信環境での利用が可能
- 構造適判、省エネ適判、消防同意の手続が可能
- 部分的な利用が可能（例えば、消防同意の手続のみ本システムを活用など）

確認申請受付システム導入のメリット

①受付から結果通知まで

- 消防同意依頼や関連する物件情報・書類を電子的に受け取り可能
- 審査結果通知を電子的に送付可能

②書類管理

- 審査済の書類データはストレージ内に電子的に保管することが可能（最大15年間保存可能）

③導入経費

- 消防機関は無料で利用可能

④利用方法

- 全国共通システムであるため、利用方法の周知やマニュアル整備を各機関で行う必要がない

1. 申請のオンライン化について
 - 2. 講習のオンライン化について**
 3. 免状のデジタル化について
-

火災予防分野における法定講習の一覧

講習名	実施主体	講習内容	オンライン化に関する取組
防火管理講習	・都道府県 ・消防本部 ・登録講習機関 【日本防火・防災協会】	火気管理の方法、防火管理に係る消防計画の作成方法等について	・登録講習機関を中心にオンラインによる講習を実施している。
防災管理講習	・都道府県 ・消防本部 ・登録講習機関 【日本防火・防災協会】	施設・設備の維持管理方法、防災管理に係る消防計画の作成方法について	
自衛消防組織 業務講習	・都道府県 ・消防本部 ・登録講習機関 【日本消防設備安全センター】	防災設備等に関する取扱い訓練、災害時における対応に係る総合訓練等について	・登録講習機関がオンラインによる実施を検討している。 ・消防庁がオンライン講習の実施に係るガイドラインを作成し、講習実施機関に周知している。
防火対象物点検 資格者講習	・登録講習機関 【日本消防設備安全センター】	消防法規、消防用設備等技術基準、防火対象物の点検要領等について	・登録講習機関がオンラインによる再講習を実施している。 ・新規講習については、実施を検討している。
防災管理点検 資格者講習	・登録講習機関 【日本消防設備安全センター】	消防法規、地震等による災害の被害軽減対策の概論、防災管理対象物の点検要領等について	
消防設備点検 資格者講習	・登録講習機関 【日本消防設備安全センター】	消防用設備等の点検制度、消防用設備等技術基準等について	
消防設備士講習	・都道府県 ・市町村長その他の機関 ・指定講習機関 【日本消防設備安全センター】	消防用設備等又は特殊消防用設備等関係法令、防火に関する他法令、工事・整備について	・登録講習機関を中心にオンラインによる講習を実施している。

1. 申請のオンライン化について
 2. 講習のオンライン化について
 3. 免状のデジタル化について
-

消防設備士・危険物取扱者の免状の交付事務のデジタル化について

背景

規制改革実施計画における危険物取扱者免状に係る記載

- 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、「総務省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、危険物取扱者免状のデジタル化の実現等を検討し、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。」こととされた。

国家資格等の情報連携に関する新システムの開発・運用

- デジタル庁では、資格管理者が共同利用できるシステム（国家資格等情報連携・活用システム）を構築し、マイナンバー利用可能事務に位置付けられた約80の国家資格等については、令和6年8月から提供が開始されている。
- 同システムを活用することで、電子申請や電子決済の導入等を通じた国民の利便性向上と行政事務の効率化を実現することができるほか、住民基本台帳ネットワークシステム等との連携によって、申請者に添付書類を求めずとも申請情報の適正化が可能となる。

現状及び今後の方向性

- 危険物取扱者・消防設備士の免状作成業務は、一般財団法人消防試験研究センターが、免状事務を所掌する都道府県から単年度の委託契約を受けて実施しているが、同センターにおける新規交付、書換え及び再交付の申請手続は書面で行われている。また、免状の交付手数料は、都道府県が証紙等により申請者から徴収している。
- 規制改革実施計画に基づき同システムを利用するため、令和7年通常国会においてマイナンバー法が改正され、危険物取扱者・消防設備士の免状の交付事務がマイナンバー利用可能事務として位置付けられた。
- 「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、「危険物取扱者及び消防設備士の免状の交付等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用を含め、免状の交付事務の更なる効率化及び国民の利便性向上を図る観点から、都道府県の意見を踏まえつつ、具体的な方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き、検討を進めていく予定。